

令和2年度8月補正予算2の概要

【補正規模】

(単位：百万円)

- ① 現計予算額 (8/4補正後) 881,004
- ② 今回補正額 **91,741**

(②の内訳：豪雨分 91,741 感染症分(全額、豪雨分と重複) 551)

8月補正後予算額(①+②) 972,746

(補正額の財源内訳)

国庫支出金(※) 65,650 県 債 24,502 分・負担金 411
 諸 収 入 2 基金繰入金 1,177
 ※うち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 551

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

「単位：億円」

12,000

11,000

10,000

9,000

8,000

7,000

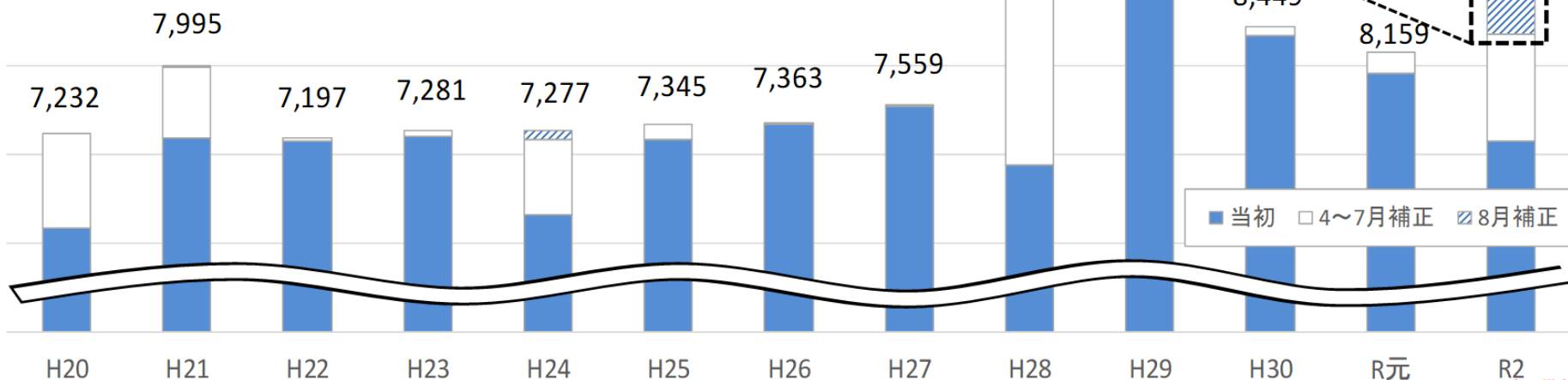
6,000

0

8月補正後予算額の推移

豪雨災害関連予算の計上状況 (単位：百万円)

| | 補正予算額 | |
|-------------|---------|-------|
| | 一般財源 | |
| 7月専決2(7/21) | 29,050 | 6,775 |
| 8月補正 | 8,682 | 22 |
| 8月専決(8/21) | 91,741 | 1,177 |
| 計 | 129,474 | 7,975 |



8/4補正 442
 今回補正 917
 計 1,359

4~7月補正 1,213

R2.7月豪雨災害
 新型コロナ感染症

- 令和2年7月豪雨により県南部を中心に甚大な被害が発生。被災者の救済、生活再建等を中心に、早期の対応が必要な事業など、県議会8月臨時会までに累計377億円を予算化
 - 今回の8月専決では、令和2年7月末に閣議決定された「被災者の生活と生業(なりわい)の再建に向けた対策パッケージ」を踏まえ、関連する事業を予算化し、一日も早い復旧・復興に取り組む
- <以下、主な事業を掲載>

1 生活再建

(1) 就学者の支援

59百万円(55百万円)

- ・JR肥薩線沿線の高校生の通学支援、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの追加配置

2 生業の再建

(1) 観光業等の中小・小規模事業者の支援 245億53百万円(10百万円)

- ・「なりわい再建補助金」により、被災事業者の復旧を支援(最大3/4補助、上限15億円) ※コロナ禍の影響、今回の豪雨に加えて過去の災害を受けた事業者は一定の条件下、一部定額補助(上限5億円)
- ・被災事業者の当面の収益確保や今後の地域の賑わい創出に向けて活動する団体を支援(定額補助、上限5千万円)
- ・ボランティア参加者に、被災地で活用できる「被災地復興応援券」を配付し、中長期的に被災地の復興を支援

3 災害応急復旧

(1) 公共土木施設等の復旧 291億83百万円(5百万円)

- ・河川 782箇所、道路・橋梁 420箇所、砂防・急傾斜施設 369箇所の災害復旧、災害関連の工事の実施
- ・「非常災害」指定による球磨村が管理する道路・橋梁100箇所の県代行
- ・土石流発生箇所(11箇所)における砂防施設の整備等

※ 球磨川に架かる橋梁10橋、両岸道路(約100km)、球磨川水系9支流(約33km)の国の権限代行による災害復旧工事(事業費ベース400~500億円)が決定(国直轄負担金予算を今後計上予定)

4 災害救助費

(1) DMAT等の活動費等

4億41百万円(44百万円)

- ・被災地に派遣され、医療や福祉等に携わる団体(DMAT等)への支援

(2) 農林漁業者の支援

42億10百万円(3億55百万円)

- ・被災した農業用ハウスや農業用機械等の再建を支援(事業者負担は1割(国1/2+県上乗せ2/10+市町村上乗せ2/10)、農業用軽トラックが対象に)
- ・農業、漁業、林業等の共同施設の復旧を支援(国1/2+県上乗せ1/10)
- ・被災の影響を受けた直売所の農産物等の販売促進経費を支援(県1/2)
- ・鳥獣被害防止柵・ジビエ加工施設等の災害復旧(国1/2)

(3) 社会福祉施設等の支援

23億29百万円(2百万円)

- ・被災した社会福祉施設等(施設73箇所)の復旧を支援

(2) 農林業施設等の復旧

305億89百万円(5億86百万円)

- ・農地等15,192箇所の県営及び団体営による災害復旧工事
- ・市町村が事業主体となる林道3,084箇所、県有林・民有林内の作業道等63箇所の災害復旧工事
- ・災害により発生した崩壊地等708箇所の治山工事

(3) 警察施設の復旧

1億26百万円(42百万円)

※ 令和2年梅雨前線豪雨等による災害について激甚災害に指定する見込みであることを公表(内閣府.R2.7.17)

1-(1) 鉄道の被災に伴う通学者の支援

新

予算額48百万円（48百万円）
高等学校等通学支援事業[高校教育課、私学振興課]

- 令和2年7月豪雨により、JR肥薩線の一部区間が運休し、高校生の通学に大きな支障や負担が生じている。また、くま川鉄道が運行する代替輸送バスを帰宅時に利用できない定時制の生徒がいるため、通学手段の確保が急務
- JRによる代替輸送バスが運行を開始するまでの間の通学手段確保の緊急措置として、県立・私立学校の保護者団体による運休区間の代替輸送（臨時タクシー運行）及び高速バス利用を支援するとともに、定時制生徒の帰宅用タクシーを運行

<現状・課題>

鉄道・道路の被災状況

■ JR肥薩線

運休区間 八代～人吉
運休期間 未定

※九州縦貫道（八代～人吉）は通行可。坂本PAが地域住民に開放され、無料通行が可能。高速バスは通常どおり運行中

臨時タクシー等による代替輸送 及び高速バス利用に係る助成の実施

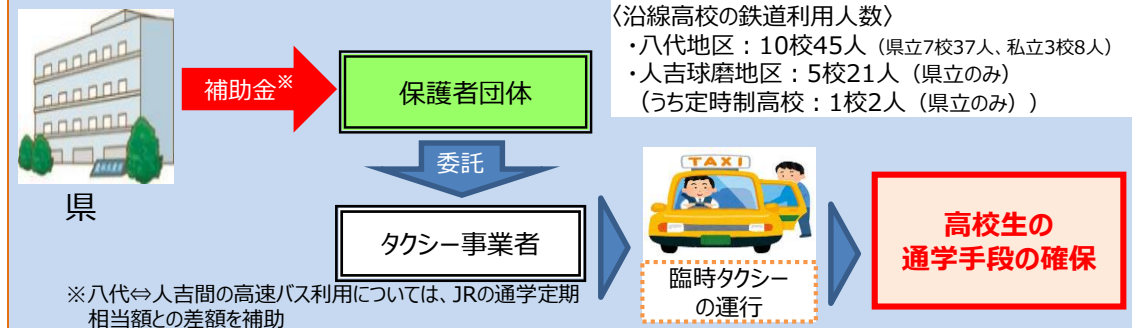
《代替輸送手段の内容》

- 運行主体：保護者団体
- 運行形態：タクシー（委託運行）
- 運行開始：令和2年9月（予定）
- 運賃：JRの通学定期相当額を徴収
- 運行ダイヤ
平日：登校・下校時（土曜日：必要に応じて）
- 運行区間
八代地区：坂本方面各駅⇒八代駅
人吉球磨地区：球磨村方面各駅⇒人吉駅
- ※八代⇄人吉は、高速バスを利用

<目的・概要>

- 事業内容：①JR肥薩線を利用する生徒の通学支援のための臨時タクシーの運行経費及び高速バス利用に係る運賃差額の助成
②くま川鉄道を利用する定時制生徒の帰宅用タクシーの運行に要する経費
- 全体事業費：48百万円
①47百万円（県立）38百万円（私立）9百万円
②1百万円※県立のみ
- 補助対象経費：代替輸送（臨時タクシー運行）の委託費または高速バス利用料から通学定期相当額を控除した額
- 事業主体：①保護者団体（各校単独または合同）
②県
- 事業期間：令和2年度

<イメージ図>



2-(1) 中小企業者等の生業再建支援

【令和2年7月豪雨災害の被災事業者に対する支援】

新

予算額241億42百万円（10百万円）

なりわい再建支援事業

商店街災害復旧等事業費補助金

〔商工振興金融課〕

- 新型コロナウイルス感染症の影響下で発生した令和2年7月豪雨により被災した中小企業者等の生業の再建に向け、**これまでのグループ補助金を拡充、柔軟化した「なりわい再建支援補助金」**により、被災事業者を支援
- 被災した**商店街**に対し、**地域の商機能、コミュニティ機能の回復**を図るため、**アーケード・街路灯等の復旧**に要する費用を助成

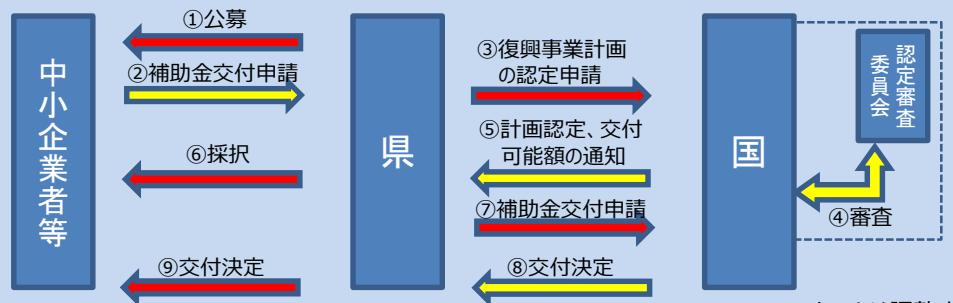
なりわい再建支援補助金（新グループ補助金）

令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた県内の中小企業等が行う、**施設、設備の復旧等に要する経費**の一部を補助することにより、県内被災地域の復旧及び復興を促進

- 全体事業費：321億12百万円（県事業費：241億12百万円）
- 補助対象者：中小企業者等
- 負担割合：国 1 / 2、県 1 / 4、中小企業者 1 / 4

※コロナ禍の中で、今回の豪雨に加え、過去の災害でも被害を受けた事業者について、一定要件を満たす場合には**5億円を上限に定額補助**（定額補助の補助率：国 2 / 3、県 1 / 3）

- 補助限度額：1事業者当たり1.5億円（※定額補助の上限：5億円）
- 対象経費：中小企業者等の施設及び設備の復旧・整備並びに商業機能の復旧促進のための事業に要する経費



※スキームは調整中

■熊本地震時のグループ補助金となりわい再建支援補助金との主な違い

| | グループ補助金 (平成28年熊本地震) | なりわい再建支援補助金 (令和2年7月豪雨) |
|--------------|--|---|
| 復興事業計画の作成 | 各事業者がグループを組成し、復興事業計画は各グループで作成 | 各事業者の申請を基に 県が復興事業計画を作成 ※各事業者によるグループ組成は不要 |
| 定額補助の有無 | 制度なし | 一定の要件 を満たす事業者に限り、 5億円を上限 に実施 |
| 補助対象経費 | ①車両、②パソコン ：原則、対象外 | ①車両：資産計上されており、 業務用のみに用いていたこと及び外形的に業務上使用されていることが明確な もの（企業名が印刷されている等）は補助対象 ②パソコン：資産計上されており、 被災前に所有していたこと及び業務用のみに用いていたこと などが証明できれば、補助対象 |
| 補助事業終了後の保険加入 | 任意 | 「自然災害（風水害を含む）による損害を補償する保険・共済」への 加入を義務付け |
| 保険金の取扱い | まず自己負担分に保険金を充当 し、充当後の超過分について補助金から差し引く | 復旧費から保険金を差し引いた残額に補助率を乗じる |

商店街災害復旧等事業費補助金

令和2年7月豪雨により被災した商店街の共同施設である**アーケード・街路灯等の復旧に要する経費**の一部を補助することで、地域の商機能・コミュニティ機能を回復させる

- 全体事業費：40百万円（県事業費：30百万円）
- 負担割合：国 1 / 2、県 1 / 4、商店街組織 1 / 4
- 補助対象者：商店街を構成する任意団体等
- 対象経費：被災したアーケード・街路灯等の改修等に要する経費

2-(1) 中小企業等の災害復旧に係る資金繰り支援 新

予算額：既定予算対応
 中小企業金融総合支援事業[商工振興金融課]

- 国の対策パッケージでは、豪雨被災事業者への資金繰り支援として、コロナ対策で実施中の政府系金融機関及び民間金融機関（県融資制度）による**実質無利子融資の資金使途が災害復旧資金まで拡大**
- 県としても、国による支援と合わせて強力に被災事業者の資金繰りを支援するために、激甚災害指定に基づく特別保証制度を活用して**別枠かつ信用保証協会の100%保証**による**災害復旧資金を創設し、融資枠100億円を確保**

<コロナ対策融資現状>

【コロナ対策融資（県融資制度）】

- ・ 融資枠 **3,000億円**
- ・ 融資実績（7月末）
14,729件 **2,183億円**

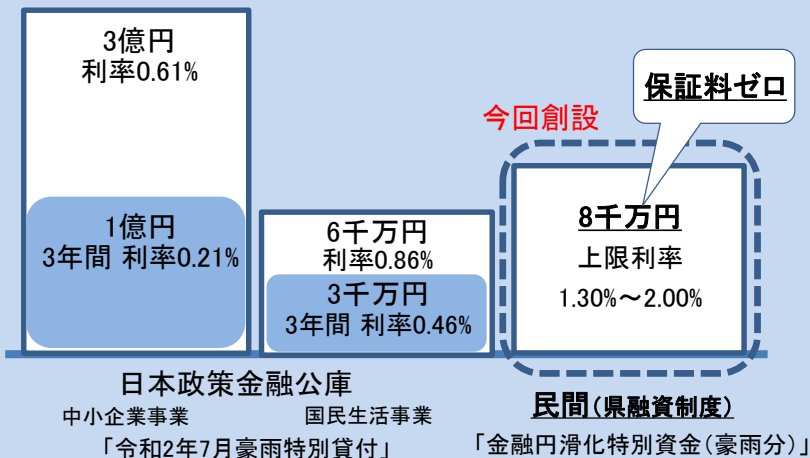
融資枠残
約 **800億円**
を活用

<今回創設：災害復旧資金融資条件等>

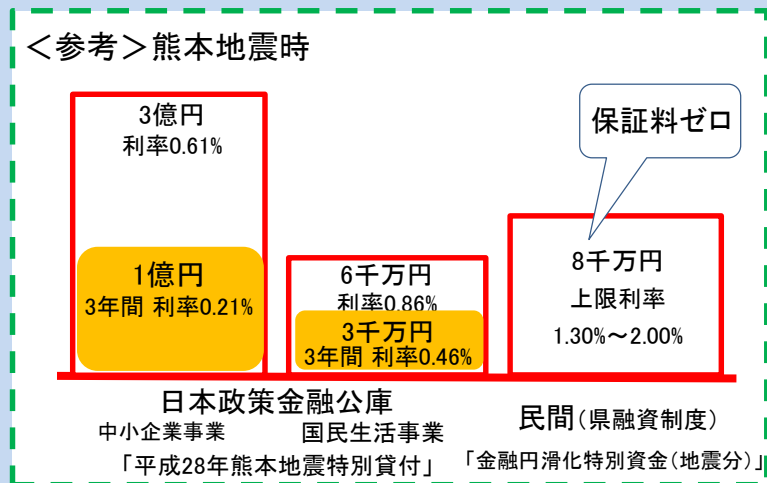
○ 令和2年7月豪雨に係る県融資制度枠を100億円確保

- ・ 資金名 「熊本県金融円滑化特別資金（令和2年7月豪雨災害分）」
- ・ 対象者 豪雨災害の罹災証明を有する者／「なりわい再建補助金」の交付決定者
- ・ 限度額 **8,000万円（別枠）** ・ 責任共有 **保証協会100%保証** ・ 融資期間 10年以内
(据置期間 1年以内)
- ・ 利率 1.30%～2.00% ・ 保証料率 **0.00%（県全額補助）**

<参考>豪雨対応資金イメージ



<参考>熊本地震時



※コロナの影響も受けている事業者については、コロナ対応分の3年間実質無利子融資(政府系4億4千万円+民間4千万円)で適切に対応

(注)記載の利率等は、罹災証明書発行等の要件あり

2-(1) 関係団体による被災地復興の活動を支援 新

予算額3億円（一）
被災地域産業復興支援事業[観光物産課]

- 新型コロナウイルス感染症による影響に加え、令和2年7月豪雨により被災した地域は、「**地域産業**」、「**まち**」そのものが失われかねない危機に直面
- 被災事業者の生業再建に向け、「なりわい再建支援補助金」でのハード整備支援と併せて、**当面の収益確保や地域産業一体となった賑わい創出など、地域の核となる団体の活動を支援し、地域産業全体の復興を総合的に後押し**

<現状・課題>

<被災状況>

- 球磨焼酎蔵元が被災し、製造施設・設備・店舗等に多大な損害が発生
- 人吉市内の宿泊施設、主要な観光施設も被災
- 物産館や味噌醤油蔵が被災するなど、物産品の製造・販売・サプライチェーンに大きな影響

<課題>

- 被災した施設や設備等の早期復旧
- 被災した**地域産業の復旧及び本格再開まで、即効性のある支援が不可欠**



<事業概要>

当面の収益確保や地域産業一体となった賑わい創出など、地域の核となる団体の活動を総合的に支援

- 全体事業費：3億円
- 負担割合（県10/10 コロナ臨時交付金）
- 事業内容

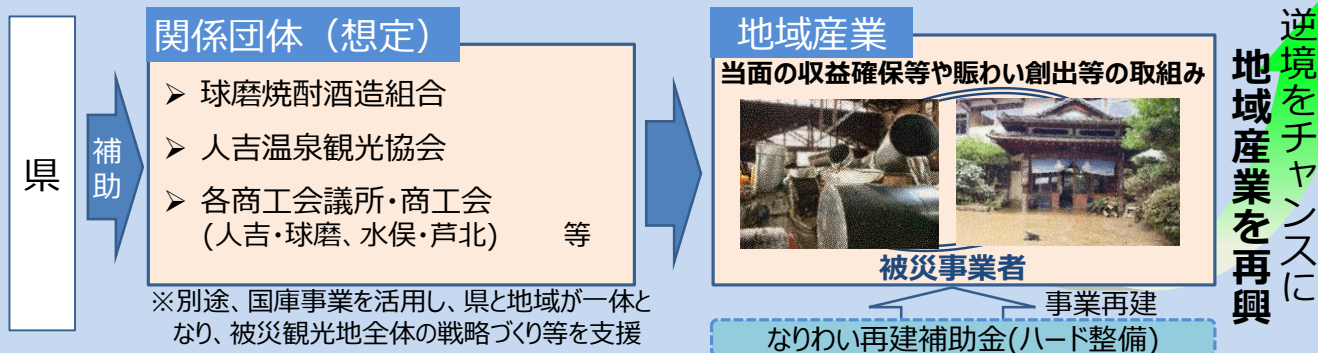
- ① 補助率：定額
- ② 補助額：上限5千万円
- ③ 対象者：地域の核となる団体(10者以上)*

※構成員が豪雨で被災しており、被災地域に主たる事務所を有すること。
※事業計画に、被災した構成員への支援が重点事項として位置付けられていること。

④ 対象経費

- 応急期支援：当面の収益確保等、事業再開に向けた取組み（残存した商品等の応急的な販売等）
- 復旧期支援：事業再起に向けた取組み（復興をテーマとした共同での商品・パッケージの開発等）
- 復興期支援：本格的な事業展開に向けた取組み（新たな販路確保、共同での情報発信等）

<イメージ図>



2-(1) 県民による被災地の経済復興支援

新

予算額91百万円（一）

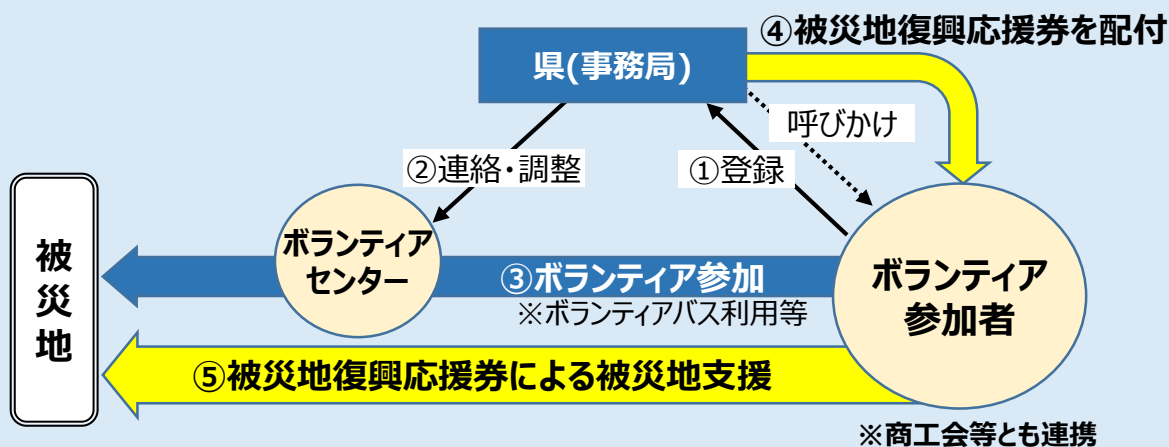
県民による被災地経済復興促進事業 [国際課]

- コロナ禍の中、豪雨被害を受けた地域では**県民がボランティアに参加いただき、復旧を進めている状況**
- ボランティア参加者へ、被災地で活用できる「被災地復興応援券(3,000円)」を配付し、**中長期的に被災地に足を運んでいただくことにより、被災地の復興を支援**

<事業概要>

<現状と課題>

- ・公費撤去による支援は充実した一方で、**屋内からの搬出入や消毒、床や建具の洗浄・拭き上げ等、ボランティアでしか対応できないニーズが多く存在**。ボランティアが県内在住者に限られている中で、**多くの県民がボランティアに参加いただいている**
- ・被災地の復旧・復興には、**引き続き、県民による支援が必要**



<スケジュール>

8/22 実施期間 9/30

11月頃

被災地復興応援券の利用(発行から1年間)

※被災市町村内の店舗等で利用いただき、被災地復興を支援

発送等

- 全体事業費:91百万円
- 負担割合(県10/10(コロナ臨時交付金))
- 事業主体:県
- 事業内容:
 - 1 実施期間 8/22~9/30
 - 2 ボランティアの参加方法
(事前登録⇒ボランティア参加日・人数・支援先等を正式決定⇒当日参加)
 - 3 被災地復興応援券
 - ・配付方法:ボランティア参加後、後日郵送
 - ・金額:3千円
 - ・利用期間:11月頃~(発行から1年間)
 - ・利用対象:被災市町村内の店舗等
 - ・対象人数:3万人